

第 *1* 部

2017 White Paper on Small Enterprises in Japan

平成28年度(2016年度)の 小規模企業の動向

第1章 小規模企業の現状

1 小規模企業の業況

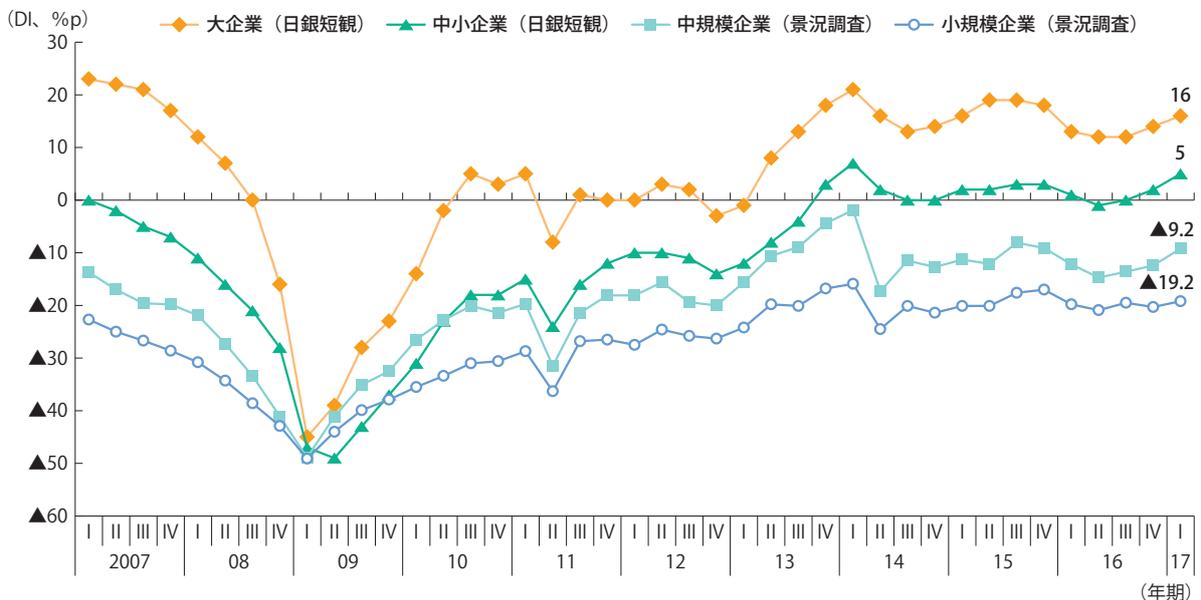
はじめに、中小企業・小規模企業の業況について見ていく。企業規模別に企業の業況を確認するため、日銀短観に加え、調査対象の8割が小規模企業であり、日銀短観で把握できない小規模企業の動向を把握可能な、中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」(以下、「景況調査」という。)を用いて、中小企業を、中規模企業と小規模企業に分け、それぞれの業況を概観する¹。

日銀短観による中小企業、景況調査による中規模企業、小規模企業の業況判断DIは、ともに、規模間による水準の違いはあるものの、2014年4

月の消費税率の引き上げに伴って大きく上下した以降は、2015年第4四半期まで緩やかに上昇した(第1-1-1図)。2016年に入って以降は、2016年4月の熊本地震の影響等で2期連続の低下となったものの、以降は上昇しており、直近の2017年第1四半期ではどちらの調査でも上昇しているなど、足下では持ち直し基調にある。

小規模企業について、中規模企業との比較を行うと、中規模企業が小規模企業を一貫して上回って推移している。他方で、足下では、小規模企業でもリーマン・ショック前の水準を上回って推移しており、緩やかな改善基調にあるといえる。

第1-1-1図 企業規模別業況判断DIの推移



資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

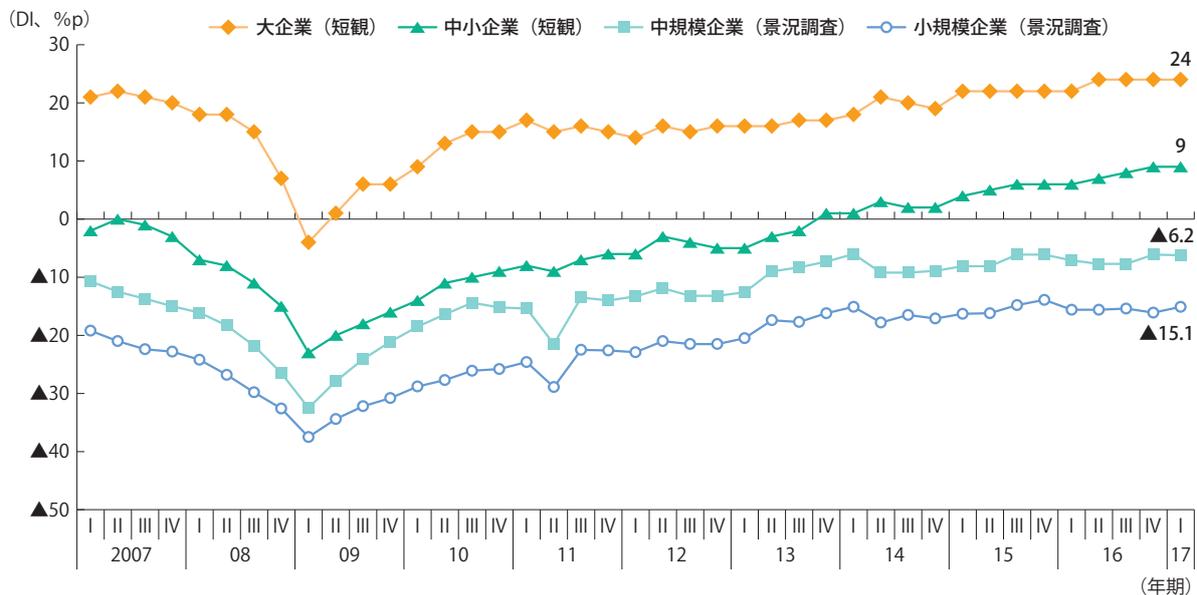
- (注) 1. 日銀短観の業況判断DIは、最近の業況について、「良い」と答えた企業の割合(%)から、「悪い」と答えた企業の割合を引いたもの。
2. 景況調査の業況判断DIは、前期に比べて、業況が「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。
3. 日銀短観では、大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金2千万円以上1億円未満の企業をいう。

¹ 日銀短観は、大企業も調査対象としており、大企業と中小企業の比較が可能である一方、資本金2,000万円以上の比較規模の大きい中小企業のみが調査対象となっている。他方で、景況調査は、大企業は調査対象としていないが、中小企業全体を対象とし、調査対象の約8割が小規模企業であるという特徴がある。

次に、中小企業の資金繰りの状況を見ていく。業況と同じく日銀短観と景況調査の資金繰りDIを確認すると、日銀短観、景況調査共にリーマン・ショック以降着実に改善しており、足下ではリーマン・ショック前の2007年の水準を上回って推移している（第1-1-2図）。日銀短観では中小企業の水準は+9ポイントと、バブル期の1990年以來26年ぶりの高水準となっており、企業の収益改善と金融機関の貸出態度の軟化を背景に、

資金繰りの状況は改善傾向にある。特に、小規模企業に注目すると、小規模企業でもリーマン・ショック前の水準を上回っており、改善基調にある。他方、中規模企業と比較すると、水準に差があるだけでなく、2009年第1四半期と比べて、中規模企業では26.3ポイント改善、小規模企業では22.4ポイント改善と、改善幅にも差があり、中規模企業ほど資金繰りが改善していないことが分かる。

第1-1-2図 企業規模別資金繰りDIの推移



資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注)1. 短観の資金繰りDIは、資金繰りの状況について、「楽である」と答えた企業の割合(%)から「苦しい」と答えた企業の割合を引いたもの。

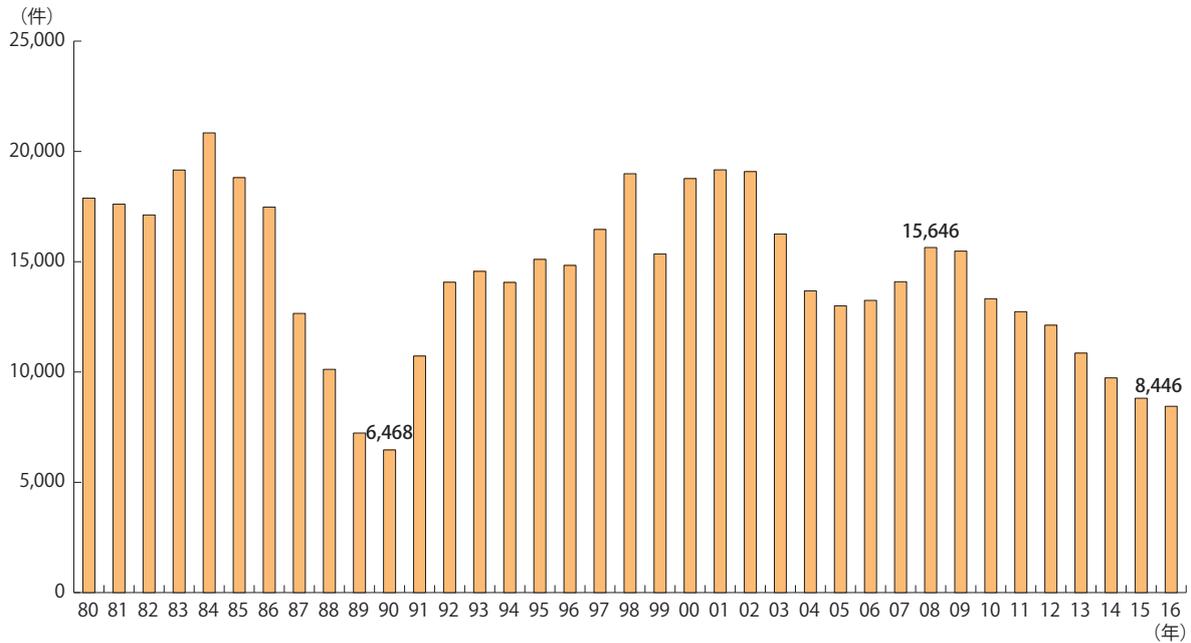
2. 景況調査の資金繰りDIは、前期に比べて、資金繰りが「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

3. 日銀短観では、大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金2千万円以上1億円未満の企業をいう。

関連して、企業の倒産件数を確認すると、2016年の倒産件数は8,446件と、2014年、2015年と続

いて3年連続で1万件を下回り、バブル期の1990年以來26年ぶりの低水準となった(第1-1-3図①)。

第1-1-3図① 倒産件数の推移

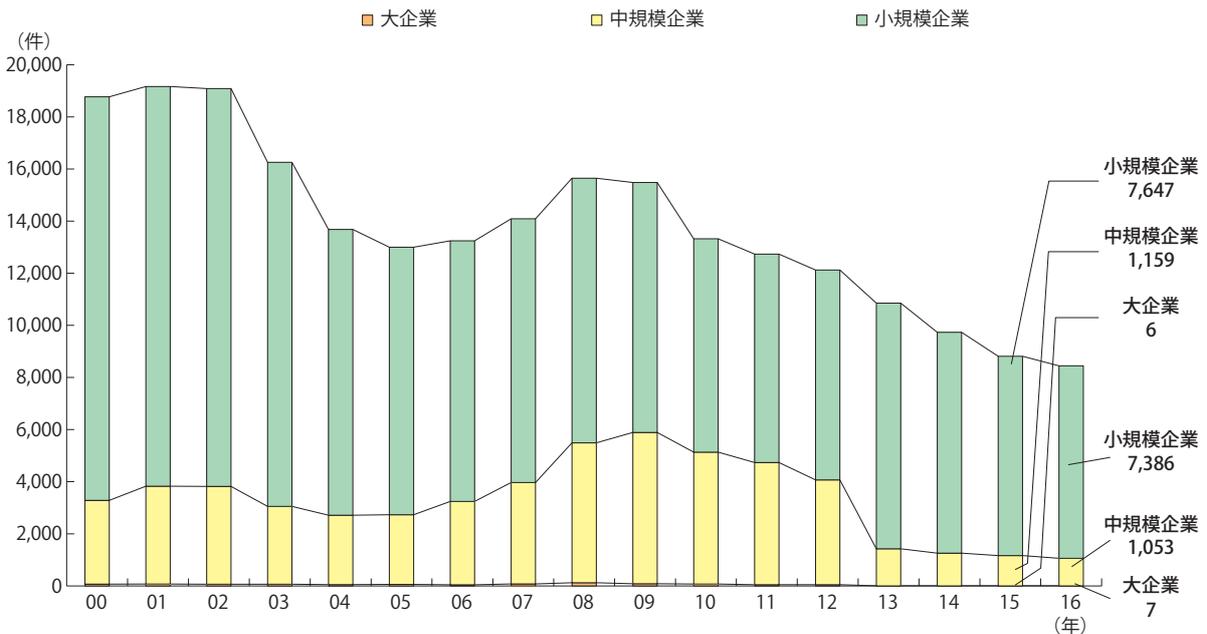


資料：(株) 東京商工リサーチ「倒産月報」

倒産件数を企業規模別に確認すると、2016年は、大企業7件（前年比+16.7%）、中規模企業1,053件（前年比▲9.1%）、小規模企業7,386件（前

年比▲3.4%）と、特に中規模企業の倒産件数が減少しているほか、小規模事業者の倒産も着実に減少している（第1-1-3図②）。

第1-1-3図② 企業規模別倒産件数の推移

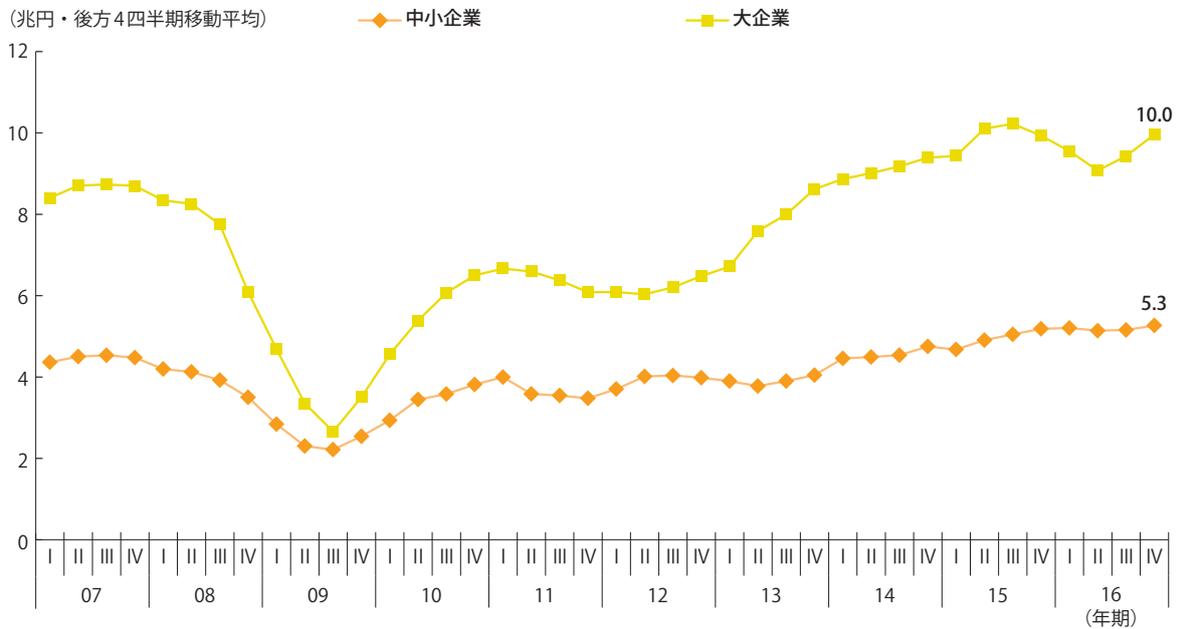


資料：(株) 東京商工リサーチ「倒産月報」

(注) 企業規模別の集計については、2000年以降のみ集計を行っている。

次に、大企業と中小企業の経常利益を見ると、過去最高水準を更新している（第1-1-4図）。2016年は過去最高水準となった2015年を上回り、

第1-1-4図 企業規模別経常利益の推移

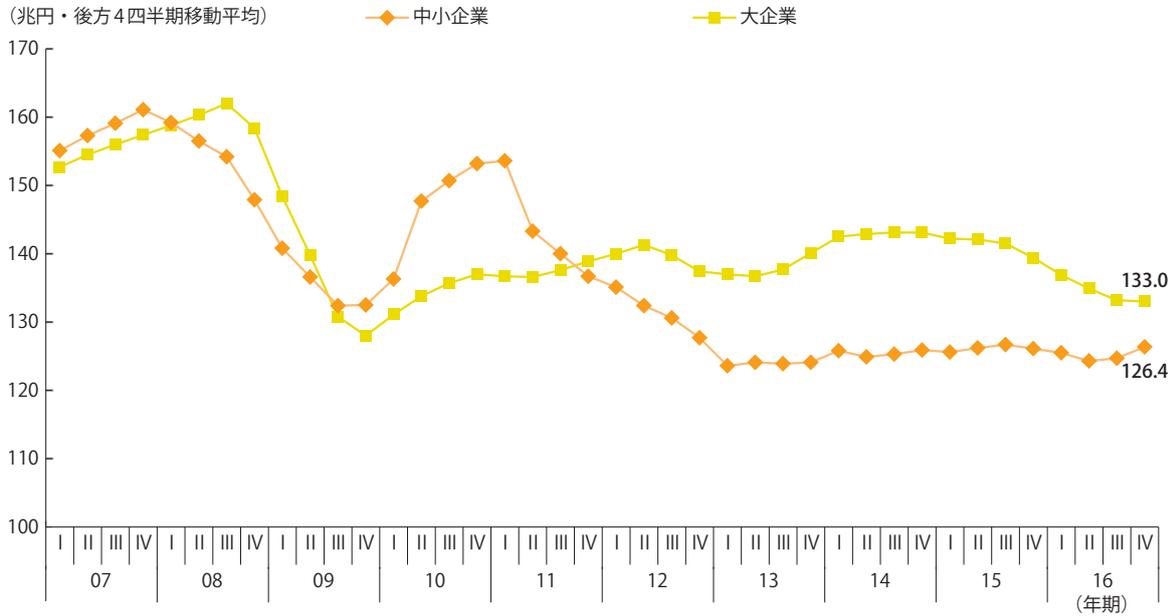


資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注) ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

経常利益については高水準で推移している一方で、売上高の状況を見てみると、大企業・中小企業共に横ばい傾向にある（第1-1-5図）。

第1-1-5図 企業規模別売上高の推移



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

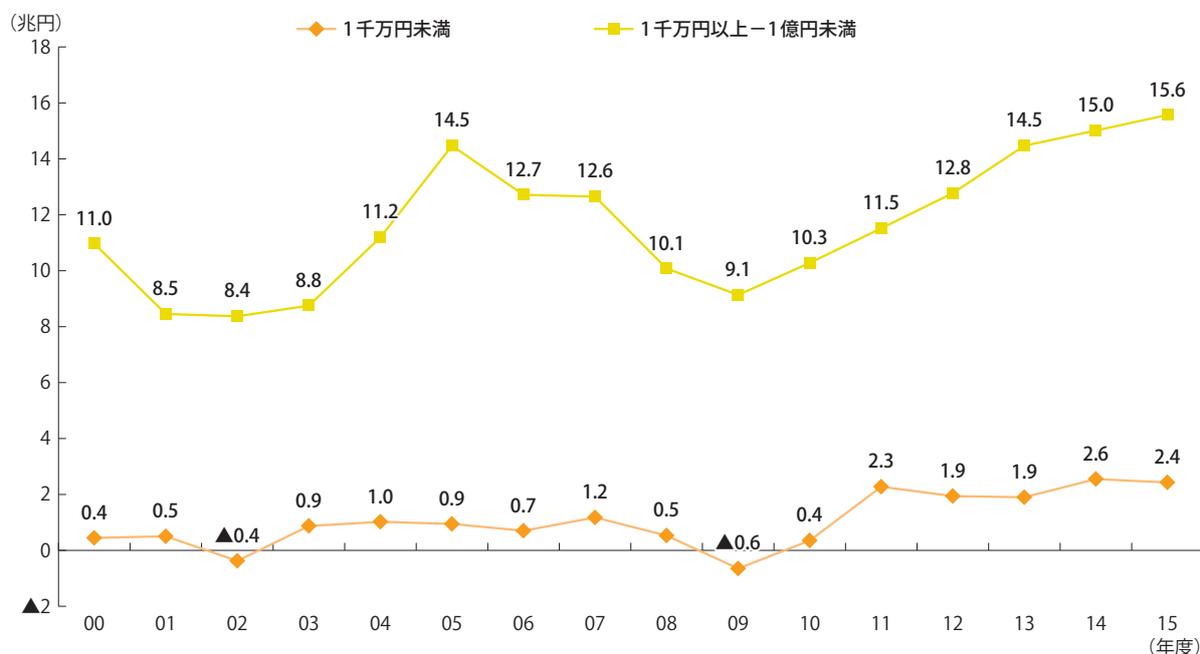
(注) ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

ここまで見たように、中小企業の業況、資金繰りの状況は改善傾向にあり、倒産件数も減少を続け、経常利益も引き続き高水準にあることから、中小企業全体を取り巻く状況は改善傾向にあるといえる。他方で、小規模企業については、改善傾向にはあるものの、改善度合いは中規模企業と比べて小さく、引き続き厳しい状況におかれている企業も少なくないことが推察される。

前述の経常利益や売上高といった収益動向には、資本金規模1千万円未満の規模の小さな企業

が含まれていないため、財務省「法人企業統計調査年報」を用い、これらの企業の経常利益の推移を確認する。第1-1-6図を見ると、資本金1千万円以上1億円未満の規模の企業の経常利益は8年連続で増加しており、2015年度に過去最高水準となっている。また、資本金1千万円未満の規模の企業は、2010年度以降経常黒字となり、2011年度以降は、リーマン・ショック前の水準を上回って推移している。

第1-1-6図 中小企業・小規模企業の経常利益の推移

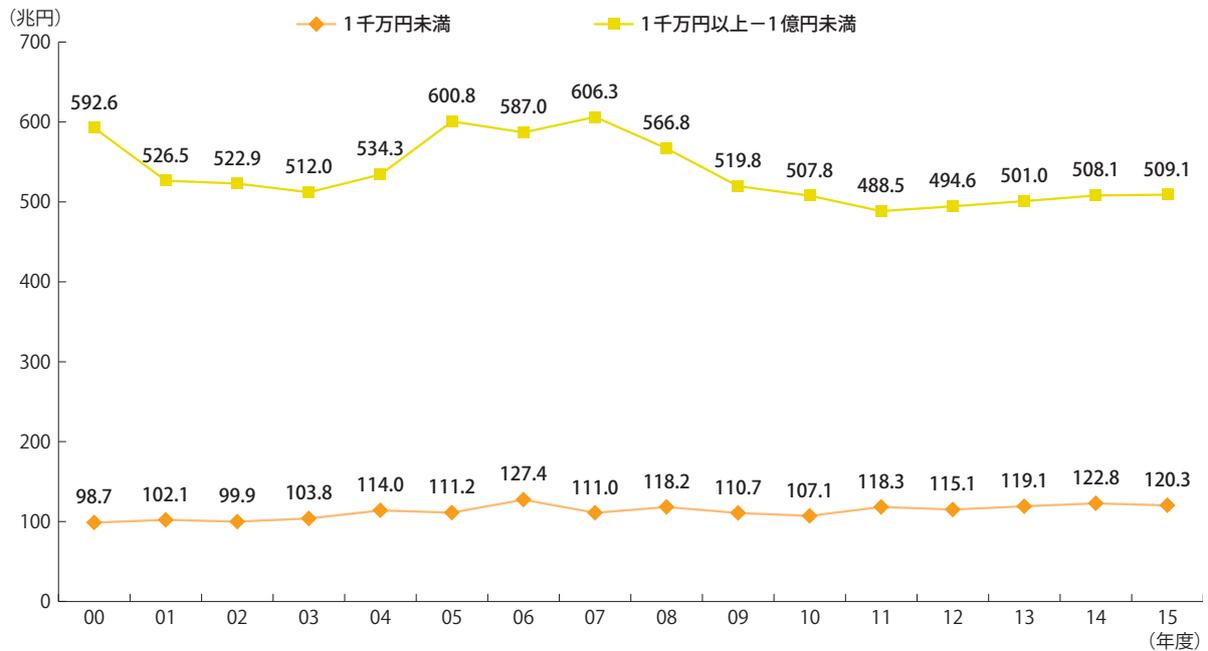


資料：財務省「法人企業統計調査年報」

また、規模の小さな企業について売上高についても確認すると、資本金1千万円以上1億円未満、資本金1千万円未満のどちらも企業についても、

近年はほぼ横ばいとなっており、リーマン・ショック前の2006年度の水準に達していない(第1-1-7図)。

第1-1-7図 中小企業・小規模事業者の売上高の推移

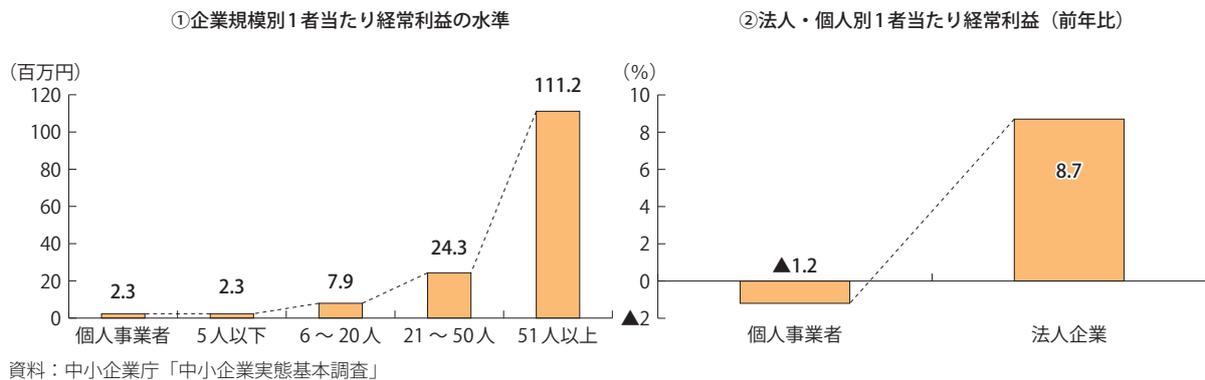


資料：財務省「法人企業統計調査年報」

ここまで、法人企業統計調査を用い、小規模企業の収益動向を確認してきたが、法人企業統計調査は法人を対象とした統計であり、小規模企業の約6割を占める個人事業者を調査対象とはしていない。このため、個人事業者も含めた中小企業・小規模企業の動向を把握可能な中小企業庁「中小企業実態基本調査」を用いて、個人形態と法人形態の中

小企業・小規模事業者の経常利益を比較していく。はじめに、1者当たり経常利益の水準を確認すると、個人事業者はおおむね従業者5人以下の小規模企業と同等であるが、前年比について見ると、個人事業者は▲1.2%、法人全体は+8.7%と、個人事業者の方が厳しい傾向にあることが分かる（第1-1-8図）。

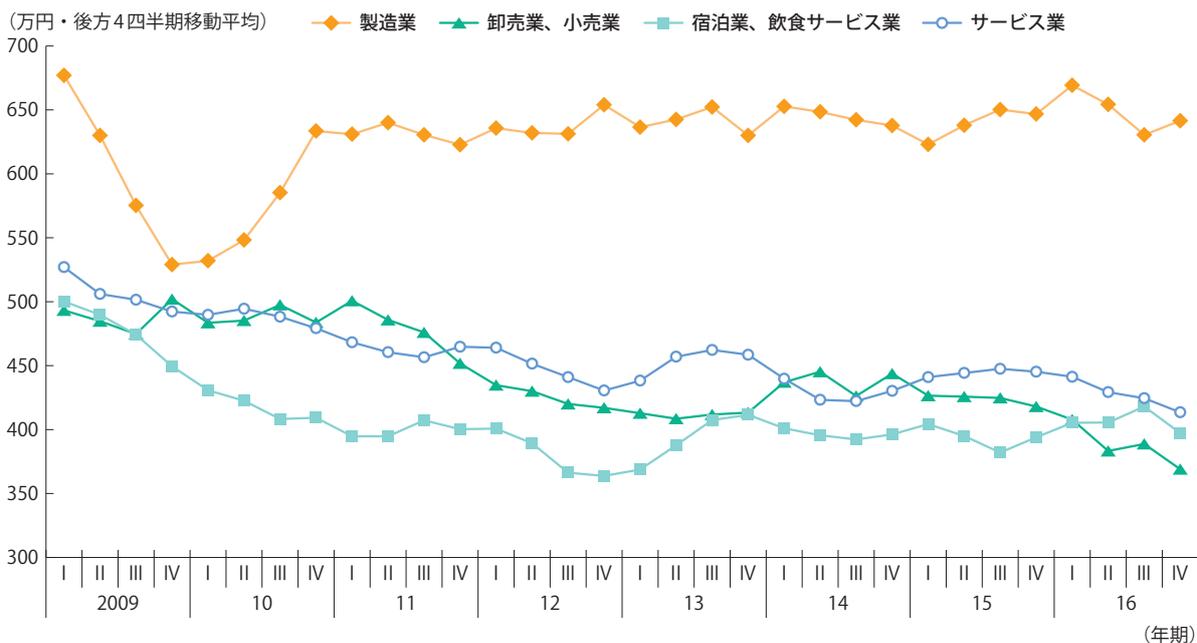
第1-1-8図 法人・個人別1者当たり経常利益（2014年度）



ここで、個人事業者の動向について詳しく見るため、総務省「個人企業経済調査」を確認する

と、個人事業者の1者当たり営業利益は、どの業種でも伸び悩んでいることが分かる（第1-1-9図）。

第1-1-9図 1者当たり営業利益の推移（個人事業者）

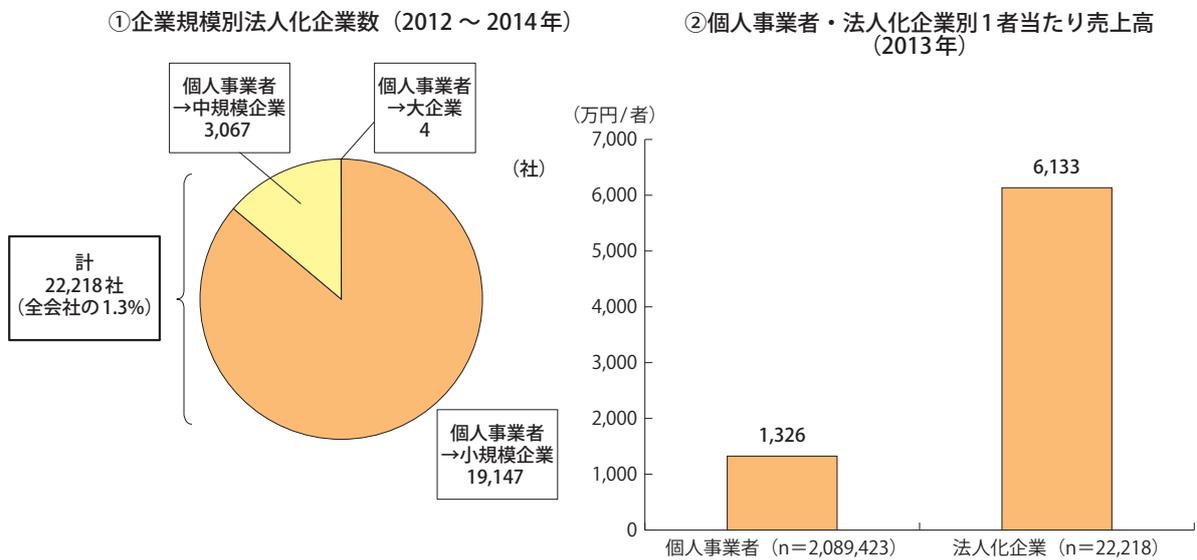


これまで述べたように、小規模企業の中でも、法人形態の小規模企業と個人事業者との間で利益の傾向に差がある。次に、新たに法人化した個人事業者の動向について分析する。

はじめに、個人事業者から法人化した企業数について見ると、2012年2月から2014年7月の29か月間で、法人全体の1.3%を占める、約2.2万社が個人事業者から法人化しており、そのうち85%超は小規模企業である（第1-1-10図）。

法人化した企業の特徴について確認するため、2014年時点で個人事業者のままとどまった企業と比較して、1者当たり売上高を確認すると、法人化した企業の売上高は個人のままとどまった企業の約4倍の水準となっている。このことから、個人事業者から法人化した企業は、個人事業者のままとどまった企業と比べて、高いパフォーマンスを示していることが分かる。

第1-1-10図 法人化した企業の動向

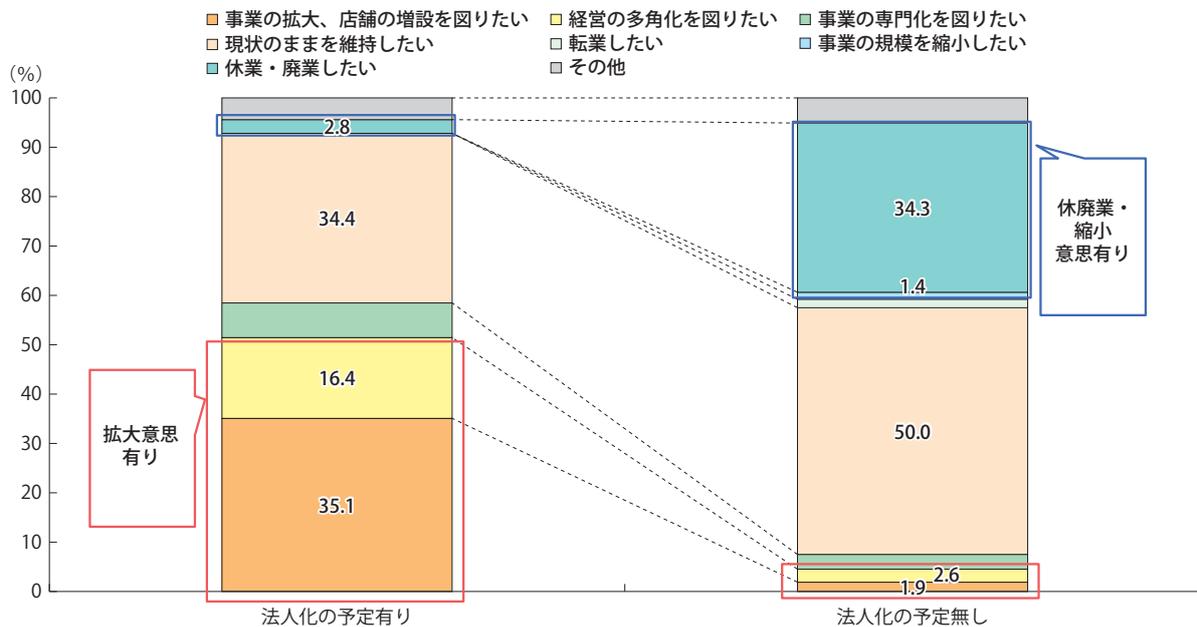


資料：総務省「平成26年経済センサス－基礎調査」、総務省・経済産業省「平成24年経済センサス－活動調査」再編加工
 (注) 平成24年2月から26年7月まで存続していた企業332万6371社を対象とした。

また、実際に法人化した企業だけでなく、法人化の予定がある個人事業者について見ていく。「個人企業経済調査」によると、法人化を予定している個人企業の割合は、全体の約2%程度にとどまっているものの、法人化を予定していない企業の今後の事業展開の意向と比べると、「事業の拡大、店舗の増設を図りたい」、「経営の多角化を

進めたい」が計51.4%で、法人化を予定していない企業の割合を大きく上回っている（第1-1-11図）。また、「休業・廃業したい」、「事業の規模を縮小したい」とする割合が、法人化を予定していない企業では35.7%も存在するのに対し、法人化を予定している企業では2.8%にとどまっている。

第1-1-11図 個人企業の今後の事業展開意向



資料：総務省「個人企業経済調査」再編加工

以上のように、中小企業の中でも、中規模企業と小規模企業とでは、業況の改善傾向に差があり、小規模企業が置かれている環境は依然として厳しい。また、小規模企業の中でも、法人企業の業績は改善傾向にあるのに対し、個人事業者の業績は横ばいからやや悪化傾向にある。個人事業者について見ると、新たに法人化した個人事業者は

そうでない個人事業者に比べて売上高の水準が高く、また、個人事業者の中でも、法人化を予定している個人事業者は、事業の拡大を目指している傾向にある。このように、小規模企業の中でも、法人形態か個人形態か、法人化を目指しているか等により、業績改善や事業拡大の傾向に違いがある。

2 小規模企業の業種別・地域別業況

次に、中小企業・小規模事業者の2016年の業況の変化について、業種別、地域別に確認する。

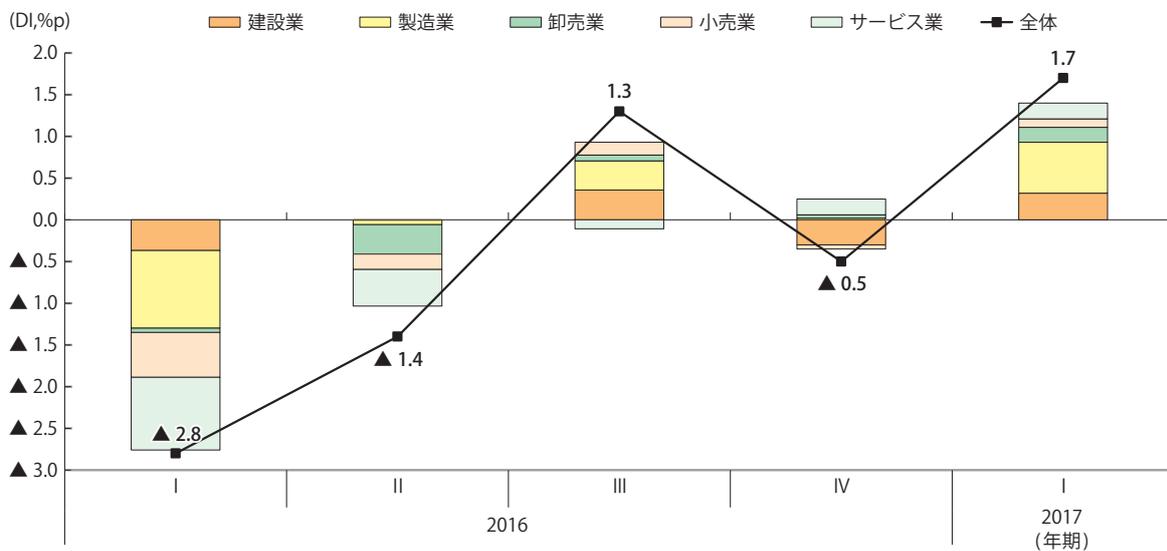
2016年の第1四半期は前期比2.8ポイントの低下となったが、業種別に確認すると、低下には主に製造業、サービス業が寄与しており、この背景としては、暖冬による冬物商品の販売不振等の声が聞かれた（第1-1-12図）。第2四半期は前期比1.4ポイントの低下となり、低下にはサービス業、卸売業が寄与した。この背景としては、2016年4月14日に発生した熊本地震の影響を挙げる声が多かった。第3四半期は前期比1.3ポイントの上昇となり、上昇には主に建設業と製造業が寄与した。この背景として、熊本地震後の復旧工事の進捗や生産の回復に関する声が多かった。また、

サービス業のうち、宿泊業では熊本地震後の回復やインバウンド需要の回復の影響を示す声が聞かれた。第4四半期は前期比0.5ポイントの低下となり、低下には、建設業、サービス業のうち宿泊業などが寄与した。この背景として、2016年10月21日に発生した鳥取県中部地震の影響等に関する声が聞かれた。

また、2016年を通じて、新興国経済の減速、人口減少による国内需要の減少等についての声や、人手不足を懸念する声が聞かれた。

2017年の第1四半期は前期比1.7ポイントの上昇となり、上昇には自動車・生産機械関連等の生産の持ち直しによる製造業の業況改善等が寄与した。

第1-1-12図 業況判断DI 業種別要因分解（中小企業景況調査）



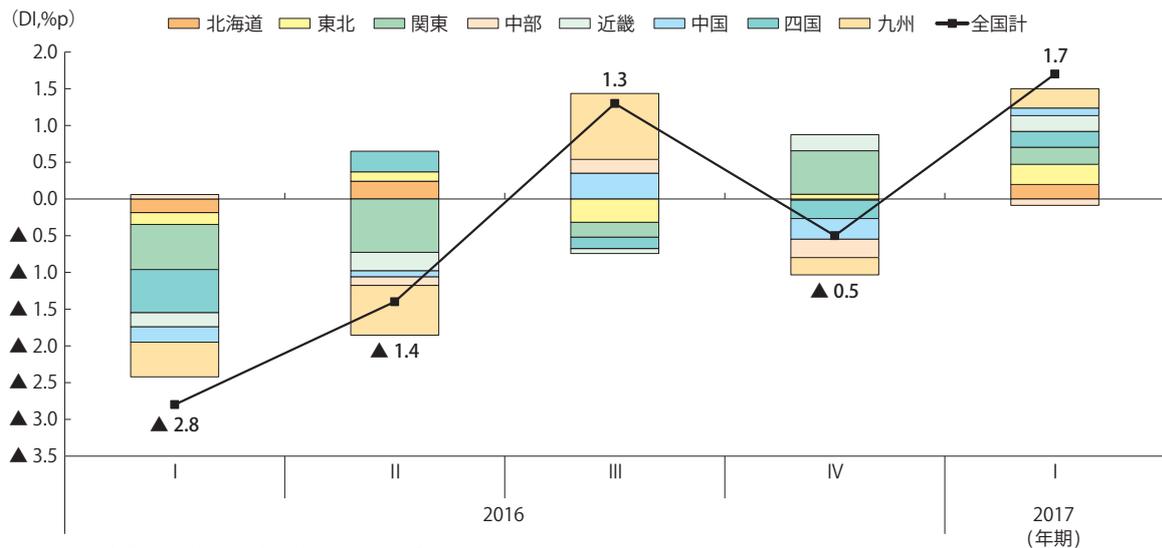
資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 1. 業況判断DIは、前期に比べて、業況が「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。
2. 季節調整の性質上、各業種の値を積み上げた値は、全業種計の値と一致しない。

次に、地域別に確認すると、2016年の第2四半期は熊本地震の影響もあり、九州地方が最も押し下げに寄与した（第1-1-13図）。続く第3四半期は、前期の反動もあり、九州地域が最も押し上げ

に寄与した。第4四半期については、鳥取県中部地震の影響もあり、中国地方が最も押し下げに寄与した。

第1-1-13図 業況判断DI 地域別要因分解（中小企業景況調査）



資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注)1. 業況判断DIは、前期に比べて、業況が「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。
2. 季節調整の性質上、各業種の値を積み上げた値は、全業種計の値と一致しない。

コラム

1-1-1

平成28年熊本地震に係る被災中小企業対策

2016年4月に発生した、平成28年熊本地震では、熊本県を中心に甚大な被害が発生し多くの中小企業が被災した。

経済産業省では、被災地域における中小企業の窮状を直接把握し、その対応策を政府一丸となって進めるため、経済産業大臣を本部長とする「総合中小企業対策本部」を設置するとともに、職員を現地に常駐させ被災中小企業の現状把握を行った。

また、発災後速やかに、熊本地震により被災した中小企業・小規模事業者対策として、政府系金融機関による災害復旧貸付の適用、信用保証協会によるセーフティネット保証4号の適用、既往債務の返済条件緩和等への対応についての政府系金融機関への配慮要請、小規模企業共済災害時貸付の適用等資金繰り支援措置を講じ、事業者からの相談受付のための特別相談窓口を設置した。加えて、追加的な資金繰り円滑化措置として、激甚災害法の適用を受けた中小企業信用保険法の特例としての災害関係保証、災害復旧貸付の金利の引下げ等を講じた。

さらに、平成28年度熊本地震復旧等予備費等において、被害が広範囲かつ甚大であること、サプライチェーンが毀損する等により我が国経済が停滞する事態が生じていることを踏まえ、中小企業等の施設・設備の復旧支援のための中小企業等グループ補助金等を措置した。また、政府系金融機関による平成28年熊本地震特別貸付制度の創設等の資金繰り支援、九州地方の小規模事業者の販路開拓等を行うための小規模事業者持続化補助金等の震災からの早期の復興に万全を期すため必要な予算を措置した。

このほか、関係団体に対する下請中小企業への配慮要請や公募中の各種補助金における公募期間の延長、被災中小企業の経営を支援するための専門家派遣、被災中小企業者向けの支援策をまとめたガイドブックの発行・配布、中小企業庁ホームページ及び中小企業支援ポータルサイト「ミラサポ」に支援情報に関する特設ページの開設等を行った。

コラム 1-1-1 図 平成28年熊本地震に係る被災中小企業対策

相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別相談窓口」等の設置 ・専門家の派遣
資金繰り支援	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年熊本地震特別貸付 ・セーフティネット保証4号 ・小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資） ・災害関係保証 ・小規模企業共済災害時貸付の適用
補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等グループ補助金（中小企業組合等共同施設等災害復旧事業） ・商店街震災復旧等事業 ・中小企業組合共同施設等復旧事業
関係機関への要請等	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体に対する下請中小企業への配慮要請 ・官公需における受注機会の配慮の要請 ・小規模事業者経営改善資金（マル経）融資の運用の柔軟化
その他（手続緩和等）	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の公募期間の延長 ・共済事業を行う事業協同組合等への手続緩和要請 ・経営承継円滑化法に基づく申請書・報告書の提出期限の延長 ・中小企業団体の総（代）会の開催義務の柔軟化
広報・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・被災中小企業向けガイドブックの発行・配布 ・中小企業庁HP、twitter及びミラサポによる情報提供

3 小規模企業の課題

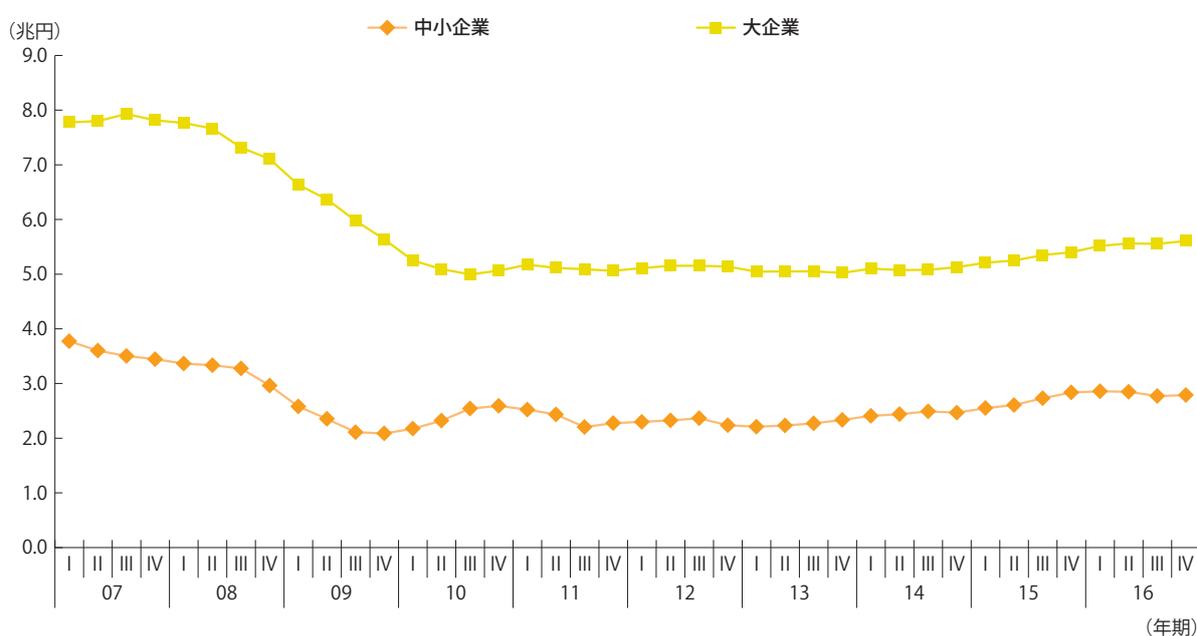
以降では、小規模企業の抱える様々な課題の中で、特に①設備投資の動向、②海外展開の状況及び③取引の状況の3点について述べる。

①設備投資の動向

はじめに、大企業と中小企業の設備投資の動向を見ていく。設備投資額の推移を見ると、リーマ

ン・ショックの影響もあり、2008年から2009年にかけて大きく落ち込み、以降は横ばい傾向にあったが、足下では大企業、中小企業共に増加傾向にある（第1-1-14図）。他方で、水準としては、依然リーマン・ショック前の2007年の水準を下回っている。

第1-1-14図 企業規模別設備投資の推移



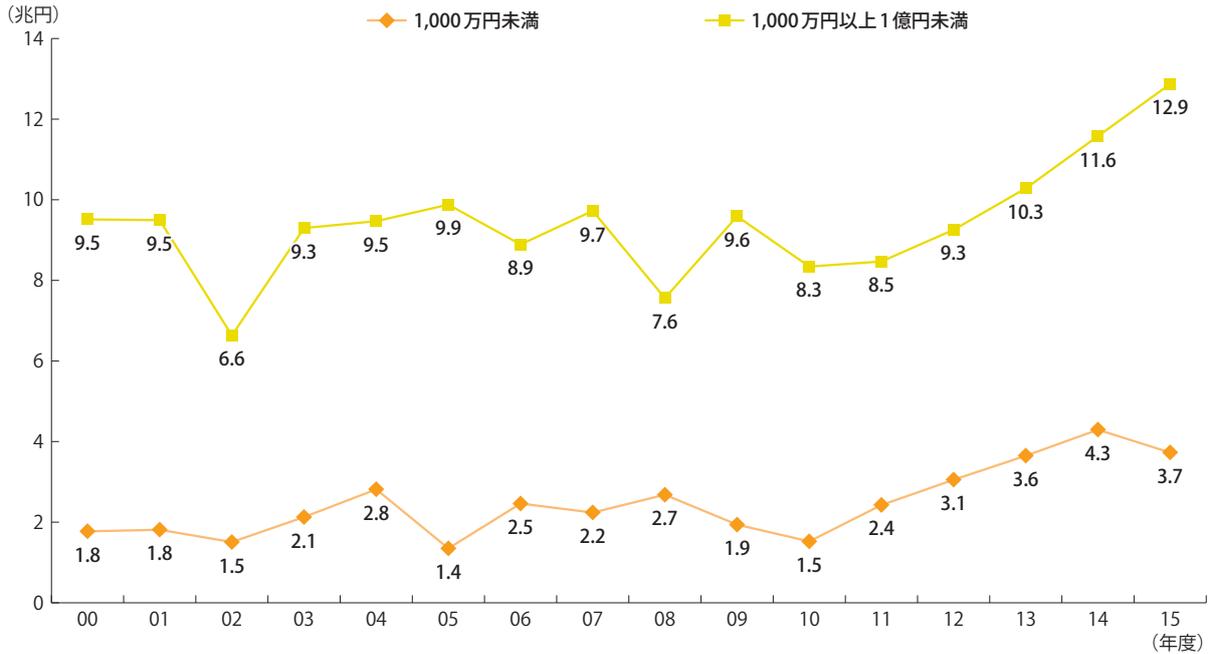
資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注) ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

また、「法人企業統計調査年報」を用いて比較的小規模の企業の設備投資について確認すると、資本金1千万円未満の法人の設備投資額は、2011年度から2014年度にかけて上昇しており、2015年度には減少したものの、水準としてはリーマ

ン・ショック前を上回っている（第1-1-15図）。資本金1千万円以上1億円未満の規模の企業についても、5年連続で増加しており、同じく水準はリーマン・ショック前を上回っている。

第1-1-15図 企業規模別設備投資額の推移（中規模・小規模）

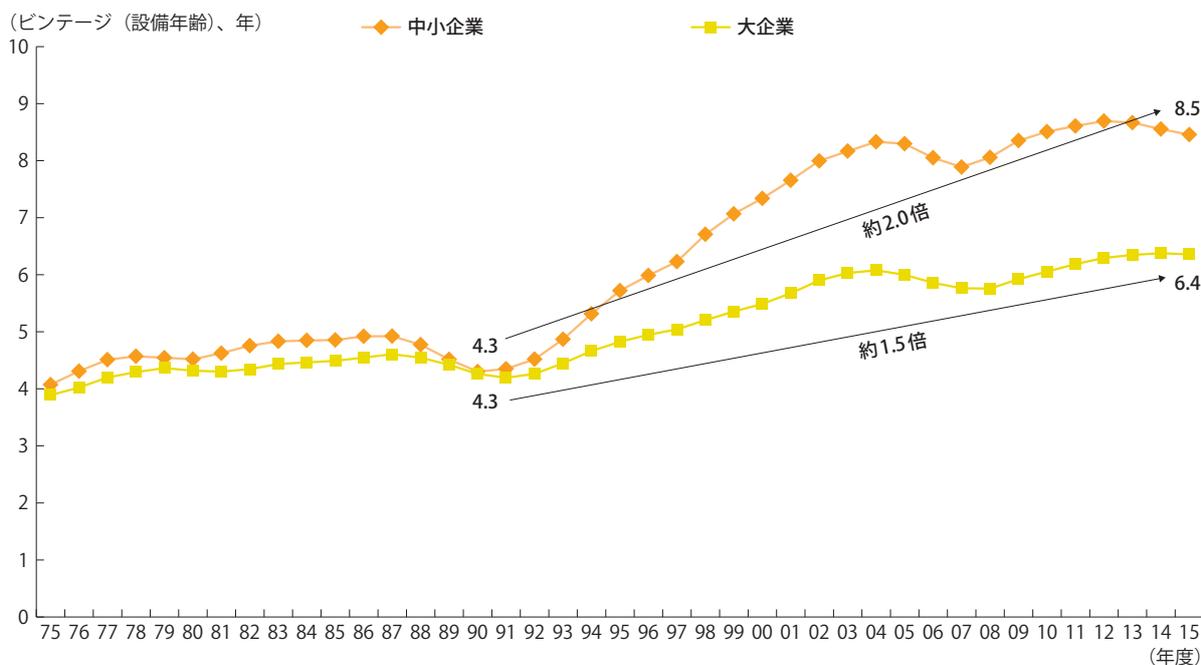


資料：財務省「法人企業統計調査年報」

次に、設備を新設してからの経過年数を示す、設備年齢の上昇度合いを確認する。足下では中小企業の設備投資がやや増加傾向にあるため、老朽化の度合いが緩やかになっているものの、中小企

業と大企業の設備年齢が同水準であった1990年と比較すると、大企業で約1.5倍、中小企業で約2.0倍と、特に中小企業で設備の老朽化が進んでいることが分かる（第1-1-16図）。

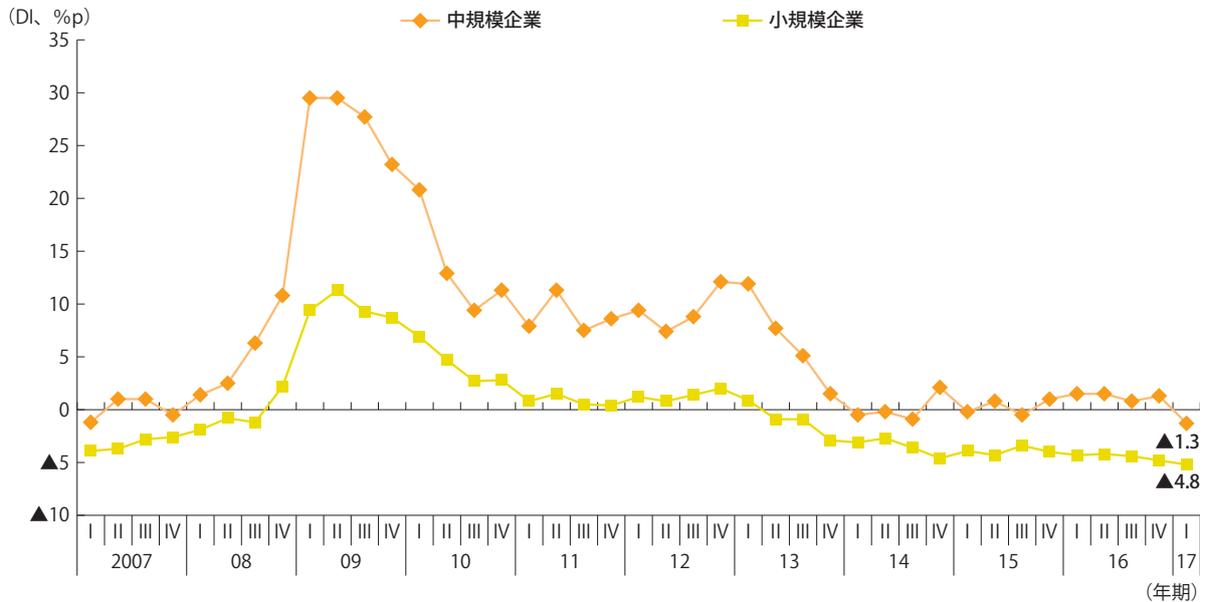
第1-1-16図 企業規模別設備年齢の推移



さらに、設備の過不足感について見ると、近年、中小企業の設備の過剰感は解消されつつあり、特に小規模企業において、設備が「不足」と

回答した企業の割合が、「過剰」と回答した企業の割合を上回っており、不足感がある（第1-1-17図）。

第1-1-17図 中規模企業・小規模企業の生産設備DIの推移（製造業）



資料：中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

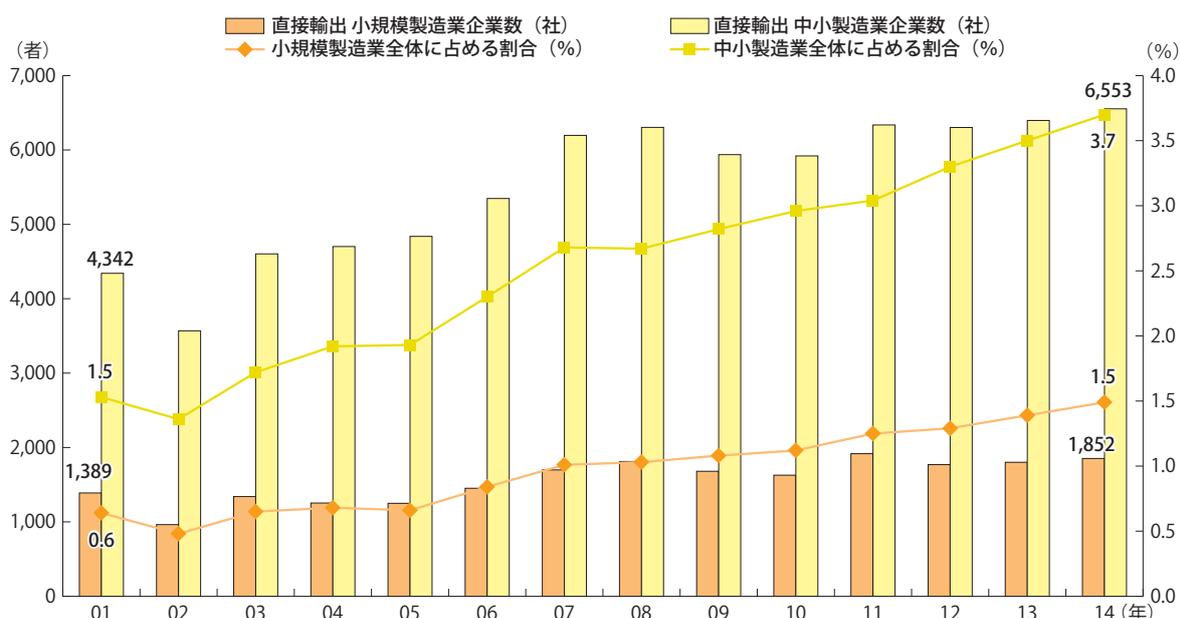
(注) 生産設備DIは、現在の設備水準について、「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

②中小企業・小規模企業の海外展開の状況

中小企業のうち、直接輸出を行っている製造業の企業数は増加傾向にあり、2014年では6,553社となっている。中小製造業全体に占める割合については、2009年から6年連続で増加しているものの、2014年で3.7%の水準にとどまっている。こ

のうち、小規模製造業について見ると、直接輸出を行っている企業数は、1,852社であり、中小企業全体と同じく輸出企業割合は増加傾向にあるものの、2014年で1.5%にとどまっている（第1-1-18図）。

第1-1-18図 企業規模別直接輸出製造業企業数の推移



資料：経済産業省「工業統計表」、総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」再編加工

(注) 1. 従業者4人以上の事業所単位の統計を、企業単位で再集計している。

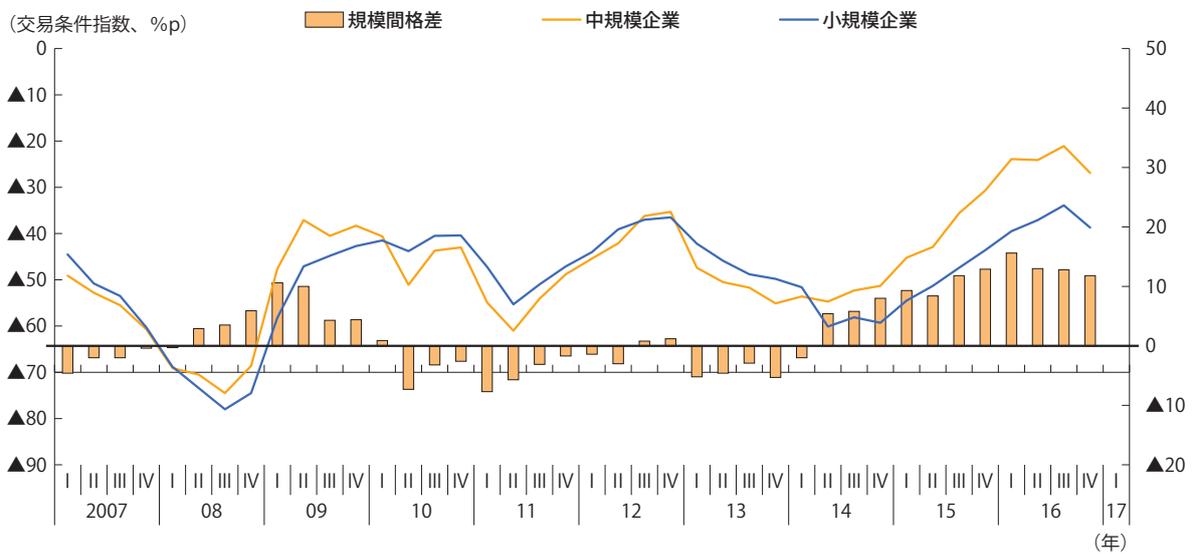
2. 「平成26年工業統計表」(再編加工)によると、従業者4人以上の製造事業所を保有する中小企業数は177,069者、小規模事業者は124,019者である。

③中小企業・小規模事業者の取引の状況

次に、中小企業・小規模事業者の取引の状況、特に価格転嫁を巡る状況を概観するため、売上単価DIから仕入価格DIを引いた値を交易条件指数とし、推移を確認する。第1-1-19図を見ると、2013年頃までは、中規模企業と小規模企業の間に大きな差はなく推移していたが、以降はどちらの規模でも改善傾向にあり、特に中規模企業で改

善が進んだ。小規模企業でも改善傾向にはあるものの、上昇幅は中規模企業に比べて低く、結果的に中規模企業との間の水準の差は、2016年第1四半期に過去最大となった。仕入価格の上昇時に指数がマイナスである場合、仕入価格を販売価格に転嫁できていない可能性が高いことを示しているため、小規模企業の方がより厳しい取引環境に置かれていることが分かる（第1-1-19図）。

第1-1-19図 交易条件指数の推移（中規模企業・小規模企業）

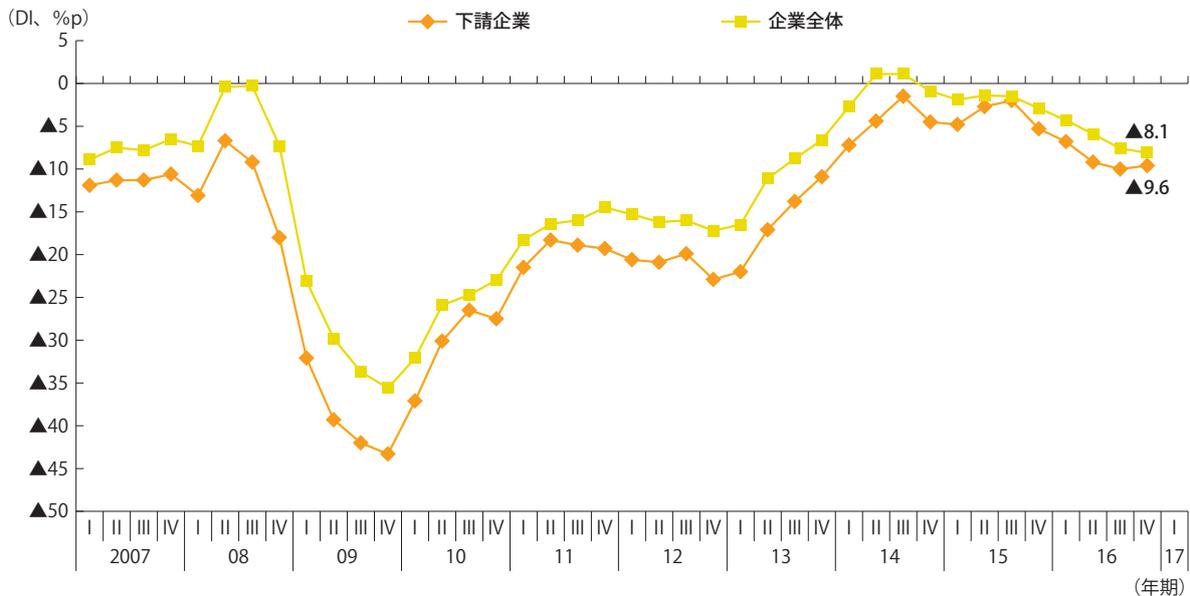


資料：中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」
 (注) 交易条件指数とは、売上単価DIから仕入単価DIを差し引いたものとする。

さらに、実際の下請企業の状況について、下請企業の売上単価を確認すると、下請企業の売上単価はほぼ全ての四半期で企業全体を下回って推移

しており、下請企業の売上単価が上昇しにくいことが分かる（第1-1-20図）。

第1-1-20図 下請企業の売上単価DIの推移（製造業）



資料：中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

（注）売上単価DIは、売上単価について、前年同期と比べて「上昇」と答えた企業の割合（%）から、「低下」と答えた企業の割合（%）を引いたもの。

4 まとめ

2016年度の小規模企業の業況は、緩やかな改善傾向が続いており、小規模企業の資金繰り、倒産件数については改善傾向にある。経常利益についても、小規模法人については改善傾向にあるものの、個人事業者について見ると営業利益は横ばいからやや悪化傾向にあり、経常利益、設備投資、交易条件指数を見ても中規模企業と小規模企業の間には改善度合いにはばらつきが見られる。下請企業についても、売上単価は低下傾向にあり、全体と比べて水準も低くなっている。

他方で、個人企業の中には一定程度法人化した

企業もおり、これら法人化を行った企業は売上の水準が高く、法人化を予定している企業は事業の拡大を目指している傾向にある。

中小企業・小規模企業の中でも、企業の規模や組織形態ごとにばらつきが見られる中で、小規模企業の持続的発展のためには、設備の老朽化に伴う設備不足を解消するための設備投資、売上高の伸び悩みを解決するための新規需要の開拓等の取組が望まれる。そのためには、中小企業・小規模企業の取引条件改善も重要となる。

コラム

1-1-2

未来志向型の取引慣行に向けて（世耕プラン）

経済の好循環を実現するためには、中小企業・小規模事業者の取引条件改善が重要である。2016年9月、世耕経済産業大臣より、取引条件改善の対策パッケージとして「未来志向型の取引慣行に向けて」（世耕プラン）を公表した。本コラムでは、当該対策に係る取組について紹介する。

●下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議（2015年12月～）

中小・小規模事業者が賃上げを行いやすい環境を整備する観点から、下請等中小企業の取引実態を把握し、取引条件改善に必要な検討を行うため、2015年12月、官邸に連絡会議を設置した（議長：世耕内閣官房副長官（当時））。2017年3月現在、これまで11回開催されている。

●企業に対する下請取引等の調査・ヒアリング（2015年12月～2016年8月）

2015年12月～2016年3月までに、大企業1万5千社以上に対する書面調査及び中小企業1万社程度に対するWEB調査、下請等中小企業200社程度へのヒアリング調査を実施し、下請取引等の実態を把握した。

さらに、2016年3月までに実施した上記の調査結果を踏まえて、特に課題の見られる業種（自動車等製造業、建設業、トラック運送業（荷主事業者含む））の大企業95社に対し、調達方針や取引適正化の取組についてヒアリングを行った。

●未来志向型の取引慣行に向けて（2016年9月15日公表）

親事業者と下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善を目的として、「未来志向型の取引慣行に向けて」（世耕プラン）を公表した。

コラム1-1-2図 未来志向型の取引慣行に向けて

3つの基本方針		未来志向型の取引慣行に向けて		平成28年9月 経済産業省
(1) 親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、公正な取引環境を実現する。 (2) 親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。 (3) サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備に向けた取組を図る。				
3つの重点課題				
本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないように、徹底する。				
価格決定方法の適正化 一律〇%減の原価低減を要請される、 労務費上昇分が考慮されない、等		コスト負担の適正化 単産終了後に長期間に渡って無償で 金型の保管を押しつけられる、等		支払条件の改善 手形等で支払いを受ける比率が高い、 割引コストを負担せざるを得ない、等
業種横断的なルールを明確化・厳格な運用（横軸）				
事項	具体的な政策			
下請代金法の運用強化 （運用基準改正）	違反事例を追加し、違反情報の収集強化と未然防止を図る。【不適正な原価低減活動、 金型の保管コストの押しつけ、等の違反行為事例の追加を公正取引委員会に提案】			
適正取引、付加価値向上の促進 （振興基準改正） *下請中小企業助成法	望ましい取引慣行を追記し、親事業者に要請する。（取引先の生産性向上への協力、労 務費上昇分に対する考慮、サプライチェーン全体での取引適正化、等）【年内改正】			
下請代金の支払条件の改善 （調達、振興基準の見直し）	下請代金の支払条件の改善を、親事業者に要請する。（現金払いの原則、割引料負担の 一方的な押しつけの抑制、手形等の支払期間の短縮、等）【年内見直し、約50年ぶり】			
下請代金法の調査・検査 の重点化	原価低減・金型・手形等に重点をおいて、下請代金法の書面調査の充実、特別立入検査 を実施する。【年度内に実施】			
業種別の自主行動計画の策定等（縦軸）				
(1) 下請ガイドライン策定業種のうち、まずは幅広い下請構造をもつ自動車等の業種に対して、サプライチェーン全 体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主的な行動計画の策定と着実な実行を要請するとともに、 フォローアップを行う。【年度内に策定】 (2) 業種別下請ガイドラインを改訂し、親事業者と下請事業者の連携・協力に係るベストプラクティスを追加する。 【年度内に改訂】				

●業種横断的なルールを明確化・厳格な運用（2016年12月14日）

- ①下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（一部改正平成28年12月14日公正取引委員会事務総長通達第15号）

公正取引委員会において、「不適正な原価低減活動」や「金型の保管コストの押しつけ」等の違反行為事例を、66事例から141事例に大幅に追加した。

②下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準（平成28年12月14日経済産業省告示第290号）

親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行として以下のような内容を追加した。

- (i) 生産性向上等への協力
- (ii) 原価低減要請に係る合理性の確保
- (iii) 労務費上昇分の取引対価への反映
- (iv) 型の保管・管理の適正化（親事業者の事情により保管を求める場合のコストは負担）
- (v) 業種別下請ガイドラインの遵守、自主行動計画の策定と実行等

③下請代金の支払手段について（平成28年12月14日20161207中第1号 公取企第140号 中小企業庁長官 公正取引委員会事務総長）

以下の事項について、親事業者のうち大企業から率先して取り組んで頂くこととした。

- (i) 下請代金の支払いは可能な限り現金で行う。
- (ii) 手形等による場合は、割引料を下請事業者に負担させることがないよう、これを勘案した下請代金の額を十分に協議して決定する。
- (iii) 手形サイトは120日（繊維業においては90日）を超えてはならないことは当然として、将来的に60日以内とするよう努める。

●業種別の自主行動計画の策定等

①下請ガイドライン策定業種のうち、はじめには幅広い下請構造をもつ自動車等の業種に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主的な行動計画の策定と着実な実行を要請するとともに、フォローアップを行う。2017年3月末現在、8業種13団体が策定した。

②下請法運用基準等の改正を踏まえ、業種別下請ガイドラインを改訂し、親事業者と下請事業者の連携・協力に係るベストプラクティスを追加した。

●取引調査員（下請Gメン）による訪問調査（2017年1月～）

中小企業庁において、新たに下請Gメンを配置し、年間2,000件以上、下請中小企業へのヒアリングを実施することとした。ヒアリングで聞き取った内容については、必要に応じて、秘密保持を前提として、発注側事業者や業界団体に伝え、適正取引に向けた取組を強く促していく。